

1 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」 「研究開発・成果利用の促進」

[平成31年度予算概算決定額 1,434 (1,678) 百万円の内数]

<対策のポイント>

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む加工・直売（新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等）の取組、市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組及び新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

<政策目標>

○6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円 [平成28年度] → 10兆円 [平成32年度まで]）

<事業の内容>

1. 食料産業・6次産業化推進交付金のうち「加工・直売の推進」[研究開発・成果利用の促進] 314 (358) 百万円の内数

① 加工・直売の推進

- ア 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定（更新）や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。
- イ 6次産業化に取り組む農林漁業者等と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品の開発に向けた加工適性のある作物の導入、新商品開発・販路開拓等の取組を支援します。

② 研究開発・成果利用の促進

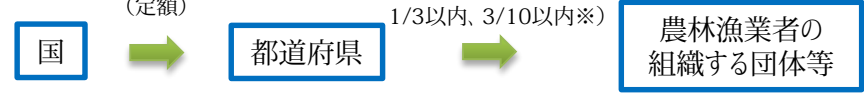
- 新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

2. 食料産業・6次産業化整備交付金のうち「加工・直売施設整備」

1,120 (1,320) 百万円の内数

- 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します。

<事業の流れ>



※事業ごとに交付率は異なります。

<事業イメージ>

加工・直売の推進

<新商品開発、販路開拓等の取組支援>



例：地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発



商談会等への出席

加工・直売施設整備

<加工・販売施設等の整備の支援>

支援対象施設の例



(加工施設)

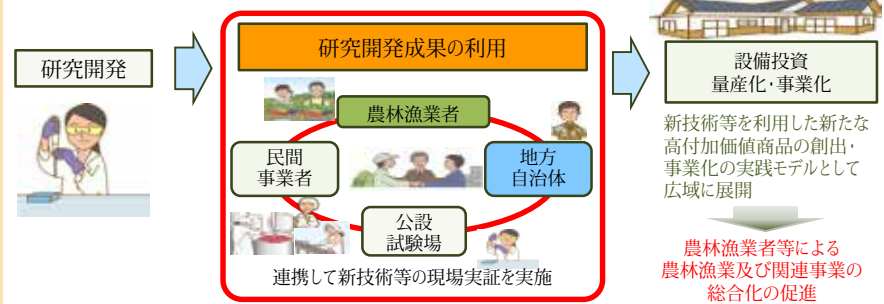


(加工機械)



(直売所)

研究開発・成果利用の促進



(1) 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売の推進」

地域における推進体制整備・戦略策定

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定（更新）する取組や戦略に関する交流会の開催の取組を支援します。

〔 交付率：定額 〕



（戦略会議の開催）

市町村の推進体制

市町村6次産業化・地産地消推進協議会

（構成メンバー）

市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など

（注）構成メンバーは地域の実情に応じて選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。

市町村の6次産業化等に関する戦略（市町村戦略）の策定

「市町村戦略」とは、市町村の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針、今後（5年後程度）の売上等の目標等を定めるものです。

6次産業化に取り組む人材育成

都道府県又は市町村が、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための講義を行うとともに、6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を実施する取組を支援します。

〔 交付率：定額 〕



加工適性のある作物を導入したい。



加工適性のある作物の導入

・新商品開発に向けて、加工適性のある作物を導入する際の技術講習会受講や試験栽培の実施などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕



ほ場での栽培技術指導

新商品開発や販路開拓に取り組みたい。



新商品開発・販路開拓の実施

・新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕



（地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発）

・販路開拓に必要な新商品の消費者評価を行うための試食会等の開催、商談会等への出展などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕



注）「新商品」とは、
① 商品そのものが新しい
② 原料が新しい
③ 製法が新しいのいずれかを満たせば該当します。

直売所の売上げ向上に向けた多様な取組等

直売所における観光需要向けの商品開発、学校給食等のメニュー開発及びスマイルケア食の開発等に取り組むたい。



・直売所の売上げの向上に向け、インバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催、直売所と観光事業者等とのツアー等の企画、集出荷システムの構築などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕

・学校・病院・福祉施設等において提供される給食に地場産農林水産物等を利用した新たなメニュー・加工品の開発や学校給食における新メニューの導入実証などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕

・市町村区域の食品事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用したスマイルケア食（新しい介護食品）の開発や配食サービスの実証などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。 〕

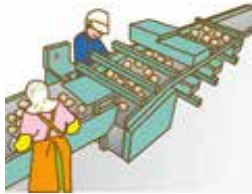
(2) 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売施設整備」

加工・販売施設等の整備の支援

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して支援します。

支援対象施設等の例

法に基づく6次産業化等の取組に必要となる施設等が支援対象となります。



(選別・選果用機械)



(加工機械)



(農産物直売所)

* 6次産業化の取組に必要となる生産施設（ハウス、収穫機等の農業用機械・施設、育苗施設、養殖施設等）の整備も支援対象となります。

* 加工・販売等と直接関係のない施設整備は支援対象外となる場合があります。
(外構工事、緑地帯、駐車場、会議室等)

【交付率等】

1. 交付率：3/10以内

- ・中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画に記載された事業は1/2以内
- ・市町村戦略に基づき実施する事業は1/2以内

2. 交付金上限額：1億円

3. 交付金額は、次の①～③の一番低い額の範囲内とします。

- ① 事業費 × 交付率
- ② 融資額
- ③ 事業費 - 融資額 - 地方公共団体等による助成額



交付金の算定方法

算定例：1億円の加工施設を導入、交付率3/10以内で
融資が5,000万円、地方公共団体等による助成額が1,000万円の場合

- ①が3,000万円 (1億円(事業費) × 3/10(交付率))
 - ②が5,000万円 (融資額)
 - ③が4,000万円 (1億円(事業費) - 5,000万円(融資額) - 1,000万円(地方公共団体等による助成額))
- となり、一番低い額である ① 3,000万円が交付金の額となります。